

報告事項 No. 6

(案)

児童生徒性暴力等初動対応方針

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）」（以下「本法」という。）は、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となることとされており、「児童生徒性暴力等を受けた疑いがあるとき」（※）には、学校は直ちに教育委員会へ連絡し、接触回避等の児童生徒に対する保護措置を講ずることを求めています。

また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「基本的な指針」という。）でも、一連の取組は被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならないとされ、教育職員等、学校、教育委員会を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要があります。

教育委員会では、こうした認識の下、教職員等による児童生徒に対する性暴力等の疑いのある場合に、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう初動対応の方針を策定します。

（※本法では、「教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた事実があると思われるとき」と書かれていますが、川崎市では広く「疑いがあるとき」に直ちに教育委員会に連絡することとします。）

1 基本原則

（1）判断基準は「確定」ではなく「疑い」で動く

本法第 18 条第 4 項・第 6 項の趣旨は、学校が「疑いがあるとき」に動くことであり、刑事事件として立件できるほどの証拠が揃ってから動くという考え方ではありません。したがって、学校内の運用でも、「真偽不明だから保留」ではなく、「疑いがある以上、まず接触回避措置と第一報を行う」ことを基本とします。

（2）最優先は被害児童生徒等の安全確保

基本的な指針は、被害児童生徒等を「徹底して守り通す」ことを求め、学校は児童生徒等と当該教職員等との接触回避措置を取るとしています。例として、担任から外す、別の教職員が授業を行う、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることが示されています。

(3) 個人対応ではなく組織対応にする

文部科学省の事例集・研修動画は、初動対応で「事なかれ主義」をなくし、しかるべき対応をとること、また教育委員会・学校で組織として動ける仕組みを整えることを重視しています。したがって、相談を受けた教職員や支援教育コーディネーター等が一人で抱え込まないように、報告・役割分担・記録のルールを定めます。

(4) 教育委員会と警察への連携は「後で」ではなく「初動」で行う

本法は学校に対し、教育委員会に直ちに連絡することを求め、基本的な指針も、学校・教育委員会・警察との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処することを求めています。犯罪該当性が明白でなくても、迷う場合こそ、学校単独で抱えず、教育委員会と相談し、犯罪が疑われる場合は警察へ相談することが必要です。

2 具体的な対応フロー

(1) 相談・通報・発見の受理

ア 相談の受理

(ア) 児童生徒から相談を受けた場合

教職員は、被害児童生徒等に繰り返し話させないことを前提に、勇気をもって打ち明けた児童生徒が、相談をないがしろにされたと感じないように、真摯に対応するとともに、いつ・どこで・誰が・誰に・何をしたか・今安全かという最小限の情報のみ確認します。

児童生徒に対する事実確認は、本法第 18 条第 4 項で学校管理職、本法第 19 条第 1 項で教育委員会の役割とされており、教職員が学校管理職の指示等を受けずに行うべきではありませんが、被害を受けたとされる児童生徒が直接打ち明けるということは、当該教職員との信頼関係があると考えられるため、最低限の聴取りは、直接打ち明けられた者が行って差し支えありません。

【してはならない言動】

- ・児童生徒を責めている（と受け取られかねない）言葉
- ・「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問
- ・被害を矮小化するなど、被害児童生徒の心理を理解しない言葉
- ・驚愕を示す言葉
- ・相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）
- ・感情的な言葉（態度）・評価をする言葉
- ・無責任な言葉（できない約束はしない）

【緊急性の高い対応】

- ・児童生徒から性交の被害の訴えがあった場合は、72 時間以内に緊急避妊薬を投与する必要があるため、直ちに医療機関に連絡する。
- ・緊急避妊薬の投与は早ければ早いほど避妊の確率が高まることから、保護者と連絡がつかず、被害児童生徒に付き添って、医療機関を受診した場合の対応等は、医師と相談して、被害を受けたとされる児童生徒の意思を確認するなど、安全に投与できるようにする。

(イ) 児童生徒又は保護者から相談を受けた場合（共通事項）

- ・児童生徒又は保護者が用いた言葉は、要約や言い換えをせず、可能な限りそのまま記録します。
- ・性的表現であっても、相談者が語ったとおり記録し、省略やぼかした表現を用いません。

イ その場で評価しない

受理者は、「本当かどうか」「その子の言動傾向」で信頼性評価はしません。相談内容が家庭状況等と結び付けられ、重大性の認識が弱まることがあります。受理段階では信頼性についての評価をしないようにします。

ウ 記録を即時作成する

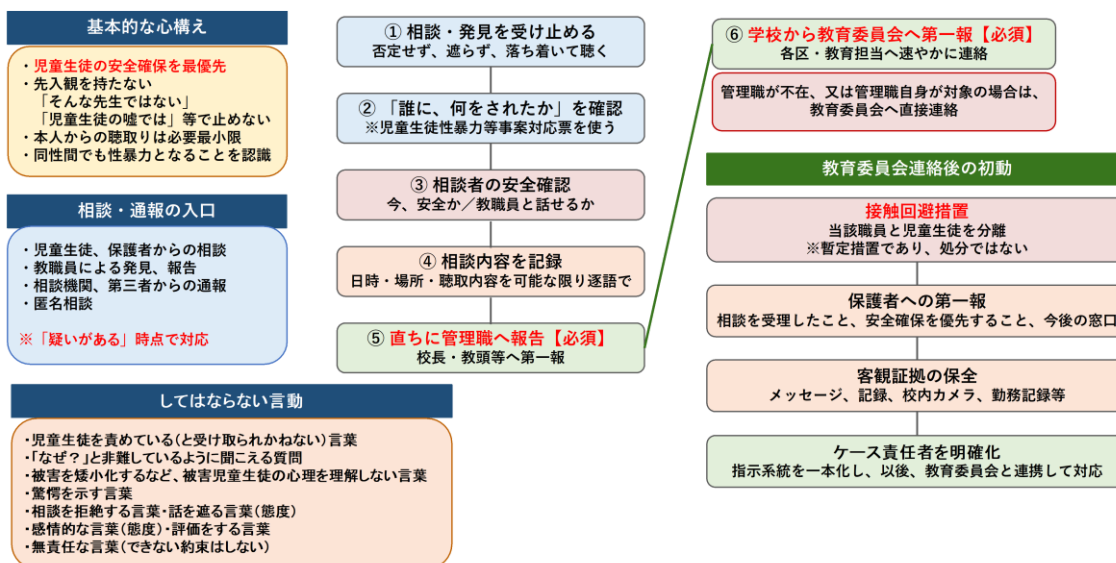
受理者は、相談内容をその場でメモし、時刻・受理者・相談者・聴取内容・安全確認結果を児童生徒性暴力等事案対応票に残します。記録は、その後のヒアリングや引継ぎの基礎になるため、個人手帳ではなく専用様式に転記・保存する運用とします。

エ 直ちに管理職へ報告する

受理者は、校長・教頭へ即時に第一報を入れます。管理職自身が疑われる場合や、管理職が不在の場合は直接、教育委員会の各区・教育担当に第一報を連絡します。

教職員用 受理対応フロー

「誰に、何をされた」を簡潔に確認し、直ちに管理職・教育委員会へつなぐ



(2) 学校の初動対応

ア 教育委員会への第一報

校長又は代理者は、受理後できる限り速やかに教育委員会の各区・教育担当に第一報を入れます。本法は「直ちに」教育委員会に連絡としていますので、受理から24時間以内を目安とします。

イ 接触回避措置を速やかに実施する

疑いの対象となった教職員等については、事実確認前でも、担任・授業・休み時間・個別面談・放課後指導など、児童生徒と接触する場から外すことを教育委員会と相談しながら、速やかに決定します。具体的には、担任から外す、別の教職員が授業を担当する、児童と接触しない事務に就かせるなどの措置を取ります。ただし、被害児童生徒が、当該教職員等が学校にいと支障なく通学できない場合は、学校以外の場所での研修や在宅勤務等を検討します。

また、当該教職員等が逮捕されたのち、釈放された場合や、逮捕されても在宅事件として身体拘束されていない場合は、学校以外の場所での研修や在宅勤務等を検討します。

なお、疑いがある段階で接触回避措置等を講じることは、被害を受けたとされる児童生徒等の安全確保と、適切な事実確認を行うための暫定的な措置であり、当該教職員に対して処分を実施するものではありません。

学校は、相談内容が事実と異なる可能性がある場合であっても、相談を過小評価したり、相談者を責めたりすることなく、まず児童生徒等の安全確保を優先して対応します。一方で、当該教職員等を事実確認前に加害者と断定するような言動を避

け、情報共有は必要最小限の範囲にとどめます。

また、相談内容、対応経過、教育委員会への連絡、接触回避措置の内容、関係者への説明内容、客観証拠の保全状況を記録し、教育委員会と連携して中立的に事実確認を行います。

ウ 保護者への第一報

被害児童生徒等の保護者には、「学校として相談を受理したこと」「子どもの安全確保を優先していること」「今後の窓口」を当日中に伝えます。基本的な指針は、被害児童生徒等や保護者に対して必要な保護・支援を行う必要があるとしています。

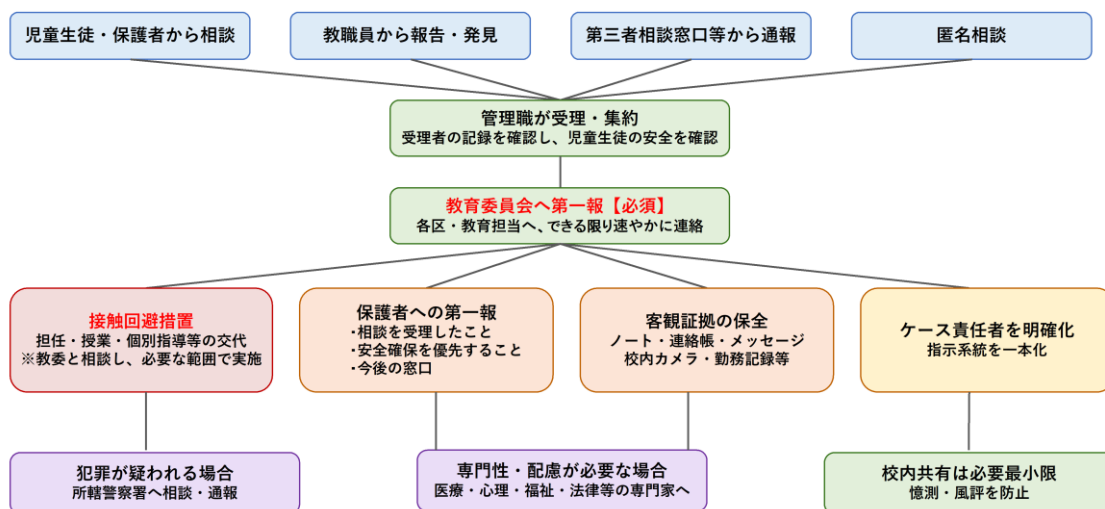
なお、保護者への連絡は、児童生徒の安全確保、相談内容、本人の状況、緊急性を踏まえ、教育委員会と相談しながら判断します。学校だけで判断せず、第一報時に教育委員会と、保護者連絡の時期・内容・窓口を確認してください。

エ 客観証拠の保全を行う

ノート、連絡帳、メッセージ、校内カメラ記録、座席表、勤務記録、教室配置図等、後から消え得るものについて、スクリーンショットやテキスト化、コピーを取得するなど、その日のうちに保全します。

管理職用 初動対応フロー

管理職は、学校内で真偽判断を完結させず、教育委員会と相談して安全確保を進める



(3) 教育委員会の初動

ア ケース責任者を明確化する

教育委員会側は、受理後ただちに、ケース責任者（各区・教育担当）と被害児童生徒支援担当を定め、学校への指示系統を一本化します。被害児童生徒支援担当の決定に当たっては、事案の内容を踏まえ、学校の実情に応じて、各学校の支援教育

コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭等から人選します。

イ 犯罪性に迷う場合も警察へ相談する

犯罪であることが明白な場合は当然ですが、明白でなくても、迷う段階で警察へ相談します。

(4) 事実確認

ア 学校内の関係者確認を系統立てて行う

聴取り漏れや引継ぎ漏れが生じないように、関係教職員、学年主任、養護教諭、当該教職員と接点のあった児童生徒、必要な保護者等について、誰から・何を・どの順で聞くかを教育委員会事務局教職員人事課調査担当が決めて進めます。

(ア) 所轄警察署による聴取りに委ねるべき場合

本法第2条第3項第1号から第4号までに列挙される事由が明らかであり、又は疑わしいときは、所轄警察署による聴取りに委ねます。

これらの行為は犯罪であり、証拠の速やかな保全や供述の汚染を防ぐ観点から、直ちに所轄警察署に相談・通報します。

(イ) 専門家の協力を得て聴取りを行うべき場合

本法第2条第3項第5号の「児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるもの」や校内の人員で児童生徒への聴取りを行うことに課題があるときは、専門家の協力を得て聴取りを行います。

【専門家の協力を仰ぐべき例】

- ・ 幼児期や小学校低学年、障害等により、自分が受けた行為が児童生徒性暴力等であると認識できていない可能性があるとき(医師、心理士、社会福祉士、弁護士)
- ・ 心身の不調を訴えているとき(医師、心理士)
- ・ 保護者に秘密にしてほしいと希望した場合(心理士、社会福祉士)
- ・ 学校に来ることを怖がり、学校外での聴取りを望む場合(心理士)
- ・ 児童生徒や保護者からの不信感が強く、学校関係者による聴取りを拒絶する場合(心理士・社会福祉士、弁護士) 等

(ウ) 学校内の体制で聴取りを行うことが可能な場合

児童生徒や保護者からの相談の中には、警察に相談・通報したり、専門家の協力を得て聴取りを行ったりするまでもなく、学校内の体制で対応を行うことが相当である場合も少なくありません。本法には規定されていないが不適切指導として懲戒処分の対象となる可能性があり、又は指導の対象となりうる行為や言動に関する相談は、内容を過小評価することなく、真摯に対応しなければ

なりません。

教育委員会と相談の上、学校内の人員で対応できると考えられる際は、迅速に事実確認し、被害の深刻化を防ぐこととします。

イ 被害児童生徒等の聴取りについて

児童生徒への聴取りは、回数を最小限にし、司法面接的手法を参考に、被害児童生徒支援担当が中心となって、スクールカウンセラー、学校管理職、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、その他の児童生徒の話を客観的に聴くことができる者から人選し、実施します。

(ア) 児童生徒のプライバシーへの配慮や聴取りの際の物理的な配慮

聴取りは児童生徒が安心して話せる場所にて行う。学校以外の場所が望ましい場合は、教育委員会に場所の確保を依頼します。

聴取りを行う者は、児童生徒に圧力をかけないようにするため、向かい合うのではなく、斜めに並んで話を聞き、記録者は児童生徒の視界に極力入らないようにします。また、児童生徒に了解を得て録音します。

(イ) 聴取りの進め方

聴取りを行う者は、最初に、本当にあったことを話すことが大切であることを伝え、知らないことは知らないと言ってよいことを伝えます。

「誰に何をされたか」を聴取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と明確に伝えます。

聴取りを行う者は、児童生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴取ります。1回の聴取りは年齢×5分を上限の目安とし、聴取りが30分を超える場合は、適宜休憩をはさみます。

児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残します。詳細については無理に聞き過ぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴き取れれば、所轄警察署に通報します。

(ウ) 聴取りの終わり方

児童生徒が話し終わってから、一度休憩をはさみ、学校管理職、聴取りを行う者で補足の質問を行う必要があるかを別室で相談します。休憩の際に児童生徒が一人が残ることが不安である場合は記録者が部屋に残ります。

質問の最後に、家族や、他の教職員等、関係機関とどこまで情報を共有してよいのか、本人に確認をとります。

児童生徒が安全に帰れるように、日常会話や深呼吸、軽く身体を動かす等の方法でクールダウンさせ、「話してくれてありがとう」と伝えます。

ウ 匿名相談への対応

- (ア) 匿名による相談であっても、内容を過小評価せず、学校管理職は、校内の防犯カメラや写真、録音等に加え、SNS の投稿やメッセージアプリ、メールのやり取りのほか、機械警備の解錠・施錠の記録や鍵の管理状況を確認するなど、情報収集に努めるとともに、児童生徒性暴力等をしたことが疑われる教職員等に関する情報を同僚教職員等から収集したり、集団単位でスクールカウンセラー等が生活相談を実施するなど、できる限り被害を受けたとされる児童生徒を特定し、保護することから始めます。
- (イ) 被害児童生徒が特定できない場合であっても、当該教職員等への注意喚起、学校内での見守り強化等、可能な措置を講じます。
- (ウ) 匿名による通報や相談は、事実とは異なる場合もあります。しかし、学校管理職は、児童生徒の安全を守ることを第一に考え対応に当たるべきです。そのため、通報や相談に基づき、当該教職員等に対して中立的に事実の確認を行うほか、通報や相談が寄せられた背景を把握するために、当該教職員が学級経営や生徒指導等で悩みを抱えていないか等を聴き取ります。

エ 対象教職員への聴取りは教育委員会で実施

疑いの対象となった教職員への聴取りは、被害児童生徒等の保護と証拠保全を優先し、学校管理職だけで抱えず、教育委員会教職員事務局人事課調査担当主導で進めます。

(5) 継続的保護・校内運営

ア 校内説明は「必要最小限・安全優先」で行う

同僚教職員や学年への共有は、風評防止と安全確保のバランスを取りつつ、知る必要のある範囲で行います。特に代替授業・見守り・保護者対応を担う職員には、必要情報を確実に共有します。

イ 校内及び情報発信上の配慮

児童生徒から信頼されていた教職員等が逮捕・免職されたりするケースでは、校内が混乱することが想定されますが、学校の管理職は一貫して、被害児童生徒は悪くなく、児童生徒性暴力等は許されないことであるという姿勢を崩さないようにします。また、校内及び外部への情報発信は、教育委員会と調整した上で実施するとともに、SNS 等による憶測や風評が生じないよう、必要な注意喚起を行います。

ウ 接触回避は処分決定まで継続する

基本的な指針は、懲戒処分の決定がなされるまでの間も、同様の接触回避措置を

行うことが当然に求められるとしており、接触回避は処分決定まで継続します。

エ 継続支援

児童生徒が成長の過程で過去の経験が児童生徒性暴力等であったと認識することも多く、相談の時点で既に深刻な被害に至っているおそれもあります。また、卒業後にトラウマ反応や心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症する可能性もあり、被害の影響は時間を経て顕在化することがあるため、初期の段階から学校外の関係機関（[かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」](#) - [神奈川県ホームページ](#)等）のサポートを得て、長期的視点での心理的支援を行います。また、不登校や行動変化等を安易に生活指導上の問題として扱わないようにします。

オ 案件の引継ぎを必須化する

後任の担当者に相談内容が引き継がれず、ほかの相談と結び付かないことがあります。案件が年度をまたぐ場合でも、案件ごとに対応経過を管理し、校長・教頭・支援教育コーディネーター等が異動又は役割変更となる場合には、必要な情報を確実に引き継ぐこととします。

3 様式・基準等

(1) 「児童生徒性暴力等事案対応票」

初動対応について、抜け漏れを防止するため、様式を定めます。

(2) 外部相談ルートを全児童生徒・保護者に周知する

学校内だけでなく、川崎市には教育相談室、電話相談ホットライン、総合教育センター、各区・教育担当など複数の窓口があります。学校に言いづらい場合でも直接相談できるよう、毎年全家庭・全教職員へ周知し、校内掲示・配布物・Webに載せます。

<性暴力に関する相談先>

・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップセンター「かならいん」

8 8 9 1 / 0 1 2 0 - 8 8 9 1 - 7 7 受付時間：24時間

・性犯罪被害相談電話「ハートさん」

8 1 0 3 受付時間：24時間

・24時間子供SOSダイヤル 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 受付時間：24時間

<学校のこと全般の相談先>

・教育相談室	0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 8 8	受付時間：月～金 9：30～17：00
・電話相談ホットライン	0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 8 9	受付時間：月～金 9：30～17：00
・総合教育センター	0 4 4 - 8 4 4 - 3 7 0 0	受付時間：月～金 9：00～16：30
・各区・教育担当	受付時間：月～金 8：30～17：15	
川崎区・教育担当	0 4 4 - 2 0 1 - 3 3 2 5	
幸 区・教育担当	0 4 4 - 5 1 1 - 7 2 0 5	
中原区・教育担当	0 4 4 - 7 2 2 - 8 0 9 5	
高津区・教育担当	0 4 4 - 8 6 1 - 5 6 2 4	
宮前区・教育担当	0 4 4 - 8 8 8 - 4 0 3 5	
多摩区・教育担当	0 4 4 - 9 3 5 - 3 7 9 5	
麻生区・教育担当	0 4 4 - 9 5 1 - 1 4 0 5	

児童生徒性暴力等事案対応票

取扱注意・関係者限り

※本票は、教職員等による児童生徒性暴力等の疑いがある段階で、初動対応の抜け漏れを防ぐために作成するものです。事実認定や処分判断を行うものではありません。

※相談者・児童生徒の言葉は、要約・言い換えをせず、可能な限りそのまま記録してください。必要以上の聴取りは行わず、繰り返し話をさせないことに留意してください。

※□(チェックボックス)については、該当するものを■にしてください。

1 初動チェックリスト

確認事項	チェック	備考
児童生徒の安全を確認した	☐	
相談者の発言を逐語的に記録した	☐	
管理職へ直ちに報告した	☐	
教育委員会へ第一報を入れた	☐	
接触回避措置を検討・実施した	☐	
保護者への第一報を検討・実施した	☐	
警察相談・通報の要否を教育委員会と確認した	☐	
客観証拠を保全した	☐	
聴取りの実施主体・順序を決定した	☐	
校内共有範囲と守秘義務を確認した	☐	
継続支援・引継ぎの担当を決定した	☐	

2 基本情報

学校名	作成日	令和 年 月 日 ()
作成者 職名： 氏名：	作成時刻	時 分
案件番号	管理職確認	☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ その他 ()

3 相談・通報・発見の受理状況

受理日時	令和 年 月 日 () 時 分	受理方法	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ メール ☐ 手紙 ☐ アンケート ☐ 第三者相談 ☐ その他
相談者等	☐ 本人 ☐ 保護者 ☐ 他児童生徒 ☐ 教職員 ☐ 外部機関 ☐ 匿名 ☐ その他	相談者氏名等	氏名： 連絡先：
被害を受けたと思われる児童生徒	氏名： 学年・組：	現在の安全確認	☐ 安全確認済 ☐ 要確認 ☐ 緊急対応中

4 相談内容の記録（逐語記録）

児童生徒又は相談者が用いた言葉をそのまま記載してください。推測、評価、要約、言い換えは避けてください。

相談時の様子 (表情・声・態度等)	
相談者の発言 (可能な限り逐語)	
最小限で確認した事項 (いつ・どこで・誰が・誰に・何をしたか・今安全か)	
受理者が追加で気付いた事項 (推測と事実を分けて記載)	

5 疑いの対象となる教職員等

氏名		職名	
所属・担当		児童生徒との関係	☐ 担任 ☐ 教科担当 ☐ 部活動 ☐ 支援担当 ☐ 管理職 ☐ その他
現在の勤務状況	☐ 勤務中 ☐ 出張中 ☐ 休暇中 ☐ 不在 ☐ その他	私用端末等の関係	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 内容：

6 事案の暫定分類（該当するものにチェック）

区分	該当	内容・確認事項
法第2条第3項第1号又は第2号に該当する疑い	☐	性交等又はわいせつ行為の疑い。直ちに教育委員会に連絡し、警察相談を検討。
同項第3号又は第4号に該当する疑い	☐	画像・撮影・身体接触等の疑い。証拠保全、警察相談を検討。
同項第5号に該当する疑い	☐	性的羞恥心を害する言動等。必要に応じ専門家の協力を検討。
児童生徒性暴力等には直ちに該当しない可能性はあるが不適切な言動	☐	不適切指導、服務上の問題等として、教育委員会と相談の上、対応。
匿名又は内容不明確	☐	過小評価せず、安全確認、情報収集、見守り強化等を実施。

7 緊急性・安全確保の確認

確認項目	対応状況	時刻・担当・内容
現在、児童生徒が当該職員と接触する可能性	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	
直ちに医療的対応が必要な可能性	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	
保護者への緊急連絡の必要性	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	
警察・児童相談所等への緊急連絡の必要性	☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	
登下校・校内生活上の安全確保	☐ 対応済 ☐ 対応中 ☐ 要検討	

8 第一報・連絡状況

連絡先	要否	連絡日時	担当者	連絡内容・指示事項
校長	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		
教頭	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		
区・教育担当	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		
指導課	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		
教職員人事課	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		
警察	☐ 要 ☐ 済 ☐ 相談中	月 日 時 分		
児童相談所・医療機関・その他	☐ 要 ☐ 済	月 日 時 分		

9 接触回避措置・校内体制

措置項目	実施状況	実施日時・具体内容
担任・授業・個別指導等から外す	☐ 実施 ☐ 検討中 ☐ 不要	
別教職員による授業・支援体制	☐ 実施 ☐ 検討中 ☐ 不要	
休み時間・放課後・登下校時の接触防止	☐ 実施 ☐ 検討中 ☐ 不要	
当該職員の勤務場所・動線の変更	☐ 実施 ☐ 検討中 ☐ 不要	
学校外勤務・在宅勤務・研修等の検討	☐ 実施 ☐ 検討中 ☐ 不要	
校内共有範囲の決定	☐ 実施 ☐ 検討中	共有範囲：

10 保護者対応・児童生徒支援

項目	状況	日時・担当・内容
保護者への第一報	☐ 済 ☐ 未 ☐ 要検討	
今後の窓口の説明	☐ 済 ☐ 未	
児童生徒本人の意向確認	☐ 済 ☐ 未 ☐ 要専門家	
スクールカウンセラー等の支援	☐ 手配済 ☐ 検討中 ☐ 不要	
外部相談機関の案内	☐ 済 ☐ 未	
継続的支援計画	☐ 作成済 ☐ 作成中 ☐ 要検討	

1 1 客観証拠・関係資料の保全

資料・証拠	有無	保全状況・保管場所
相談メモ・手帳・記録	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
連絡帳・学習記録・座席表・時間割	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
メール・SNS・メッセージ・アンケート	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
写真・動画・録音・端末関係	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
校内カメラ・入退室・鍵・機械警備記録	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
勤務記録・出張・休暇・校務分掌資料	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	

1 2 聴取り・事実確認方針

対象	実施主体	実施要否	留意事項・予定
被害を受けたと思われる児童生徒	☐ 警察 ☐ 専門家 ☐ 学校 ☐ 教育委員会	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 保留	繰り返し聴取を避ける。
保護者	☐ 学校 ☐ 教育委員会 ☐ 専門家	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 保留	
疑いの対象となる教職員等	☐ 教育委員会 ☐ 学校管理職 ☐ 警察	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 保留	証拠保全・接触回避後に実施。
関係教職員	☐ 学校 ☐ 教育委員会	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 保留	守秘義務を確認。
他児童生徒・第三者	☐ 警察 ☐ 専門家 ☐ 学校	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 保留	被害者特定・二次被害に留意。

1 3 対応経過記録

日時	対応者	対応内容	相手方・関係機関	次に行うこと・期限

1 4 引継ぎ・案件管理

項目	状況	内容
案件管理者	☐ 校長 ☐ 教頭 ☐ その他	氏名：
教育委員会担当	☐ 区・教育担当 ☐ 指導課 ☐ 教職員人事課	氏名：
年度またぎ・担当変更時の引継ぎ	☐ 要 ☐ 不要 ☐ 実施済	引継日： 月 日
保管場所・アクセス権限	☐ 設定済 ☐ 要設定	
終結・継続支援の確認	☐ 終結 ☐ 継続 ☐ 再確認予定	次回確認日： 月 日

※本票は、個人情報及び機微情報を含むため、取扱いは最小限の関係者に限定し、保管・共有・廃棄について管理職が責任をもって管理してください。

「疑いがあるとき」の具体例Q & A

1 基本的な考え方

児童生徒性暴力等の「疑いがあるとき」とは、事実が確定した場合に限られるものではなく、児童生徒・保護者からの訴え、教職員による目撃、第三者からの情報提供、匿名情報などにより、児童生徒性暴力等の可能性を否定できない情報を把握した場合をいいます。

この段階で、教職員や学校だけで該当性を判断したり、様子を見たりすることはせず、直ちに管理職へ報告し、教育委員会へ相談してください。

また、「距離が近い」「特定の児童生徒への関わりが不自然」「一対一の対応が多い」「周囲の目が届きにくい場所での対応が続いている」など、直ちに該当性が明確でない場合であっても、記録を残し、管理職間で共有してください。状況が継続している場合や、児童生徒の様子の変化、私的な連絡や個別対応が疑われる場合は、学校だけで判断せず、教育委員会へ相談してください。

なお、相談を受けた教職員等が、当該教職員に直接確認したり、関係者に不用意に聞き回ったりすることは避け、まずは管理職へ報告し、児童生徒の安全確保を優先してください。

2 Q & A

Q 1 児童生徒から「ある教職員との関わりで困っている」と相談を受けたが、内容が曖昧な場合も「疑い」に当たるか。

A 1 内容が曖昧であっても、児童生徒が教職員との関わりについて不安や困り感を表明している場合は、「疑いがあるとき」として扱ってください。

この場合、相談を受けた教職員が無理に詳細を聞き出したり、自分だけで判断したりせず、児童生徒の安全確保を優先し、速やかに管理職へ報告してください。

Q 2 児童生徒本人ではなく、友人や保護者から「気になる話がある」と情報提供があった場合はどうするか。

A 2 児童生徒本人からの直接の訴えでなくても、友人、保護者、他の教職員、地域関係者等から、児童生徒性暴力等の可能性を否定できない情報提供があった場合は、管理職へ報告してください。

情報提供の時点で真偽を決める必要はありません。情報の内容、日時、誰からの情報か、どのように把握したかを整理し、学校だけで判断せず教育委員会へ相談してください。

Q 3 「距離が近いように見える」「特定の児童生徒への関わりが気になる」という程度でも報告が必要か。

A 3 直ちに児童生徒性暴力等に該当すると断定できない場合でも、「距離が近い」「特定の児童生徒への関わりが不自然」「一対一の対応が多い」「周囲の目が届きにくい場所での対応が続いている」など、気になる状況がある場合は、管理職や関係職員で共有し、記録を残してください。

特に、同じ児童生徒に対する関わりが継続している場合、私的な連絡や個別対応が疑われる場合、児童生徒の表情や行動に変化が見られる場合などは、学校だけで判断せず、教育委員会へ相談してください。

Q 4 教職員が児童生徒と一対一で長時間対応している場面を見た場合は、すぐに「疑い」として扱うのか。

A 4 一対一での対応そのものが、直ちに不適切であるとは限りません。

しかし、一対一の対応が繰り返されている、場所や時間が明確でない、周囲の目が届きにくい場所で行われている、記録や共有がない、といった場合は、児童生徒にとっても教職員にとってもリスクがある状況です。

このような場合は、個人を非難するのではなく、管理職へ状況を共有し、校内ルールや対応環境を確認してください。必要に応じて、教育委員会へ相談してください。

Q 5 児童生徒から「他の人には言わないでほしい」と言われた場合、管理職に報告してよいか。

A 5 児童生徒の気持ちに配慮することは重要ですが、児童生徒の安全確保が最優先です。

相談内容が児童生徒性暴力等の可能性を否定できないものである場合は、「あなたを守るために、必要な人に相談する」と丁寧に伝えた上で、管理職へ報告してください。

相談を受けた教職員が一人で抱え込むことは、児童生徒の保護や適切な対応を遅らせるおそれがあります。

Q 6 匿名の情報やうわさ程度の情報でも対応が必要か。

A 6 匿名情報やうわさであっても、児童生徒性暴力等の可能性を否定できない内容であれば、管理職へ共有してください。

ただし、匿名情報やうわさをそのまま事実として扱うのではなく、情報の内容、把握した日時、情報源の状況、関係する児童生徒の安全確認の必要性等を整理し、教育委員会へ相談してください。

情報を広く共有したり、関係者に不用意に聞き回ったりすることは避けてください。

Q 7 教職員が直接現場を目撃したわけではなく、「何となく違和感がある」程度の場合はどうするか。

A 7 「何となく違和感がある」という段階では、直ちに児童生徒性暴力等の疑いとして扱うかどうか判断が難しい場合もあります。

その場合でも、一人で抱え込まず、管理職へ共有してください。いつ、どこで、どのような様子に違和感を持ったのかを記録し、複数の管理職や関係職員で状況を確認してください。

同様の状況が繰り返される場合や、児童生徒の様子の変化、私的な関わり、一対一の長時間対応などが重なる場合は、教育委員会へ相談してください。

Q 8 疑いを把握した場合、まず当該教職員に直接確認してよいか。

A 8 原則として、相談を受けた教職員や目撃した教職員が、当該教職員に直接確認することは避けてください。

直接確認することで、児童生徒への働きかけ、証拠の散逸、関係者への影響、事実確認の中立性への支障が生じるおそれがあります。

まずは管理職へ報告し、教育委員会と相談しながら、児童生徒の安全確保、接触回避、事実確認の進め方を判断してください。

Q 9 管理職に報告したが、教育委員会への連絡が直ちに行われていない場合はどうするか。

A 9 管理職へ報告したにもかかわらず、教育委員会への連絡が直ちに（24 時間以内を目安とします。）行われていない場合や、管理職自身が相談対象となる場合、管理職と連絡が取れない場合などは、教職員が直接、教育委員会へ連絡してください。

児童生徒性暴力等が疑われる情報は、学校内で止めず、組織として速やかに対応できるようにつなぐことが重要です。

Q10 報告する際には、何を記録・共有すればよいか。

A10 報告する際は、児童生徒性暴力等事案対応票に沿って、分かっている事実と、まだ確認できていないことを分けて整理した上で、次の事項を可能な範囲で記録します。

- ① 相談又は情報提供を受けた日時
- ② 相談又は情報提供をした人
- ③ 対象となる児童生徒

- ④ 相談又は情報提供の内容
- ⑤ 関係する教職員等
- ⑥ 児童生徒の安全確認の状況
- ⑦ 既に行った対応
- ⑧ 今後確認が必要な事項

ただし、個人情報や機微情報を含むため、関係者限りで厳重に管理してください。